

芦屋浜地区における高潮対策の事業説明会

日 時：令和5年8月6日 10:30～11:30頃

場 所：芦屋浜センタービル3F 大会議室

参加者21名

分類	No	質 問 ・ 意 見 等	回 答 等 (尼崎港管理事務所)
共通	1	計算に使用した沖波の基準は？	50年確率波にて計算している。
	2	このような計画内容は県のこういった資料を見ればわかるのか？	県のホームページに「兵庫県高潮対策10箇年計画」を掲載しているので、御確認いただきたい。
	3	芦屋浜の地盤沈下の状況はどうなっているのか？	計測をしていないため現状は不明である。
	4	防潮堤に段差がつくのではないか？	例えば西護岸①の南側の隅角部のように段差が生じる箇所は一定区間で斜めに擦り付け処理する。
	5	本日の資料や質疑応答を文書で回答してもらえないか？	文章での回答は行わないが、芦屋市や連合自治会長と相談していきたいと考える。
	6	工事前には改めて説明はあるのか。	工事業者が決まり、騒音振動対策や資材運搬ルート等の計画ができた段階で説明の場を設ける予定である。
	7	事業費は、どの程度になるか？	約7億円を見込んでいる。
	8	地震による津波に対して高さは足りているか？	大阪湾沿岸部では、安政地震や南海トラフ地震による津波より高潮の方が高いため、高潮対策をすることで津波を防御できる。

	9	施工予定では、東から西の順序で計画されているが、順序を決めた理由はあるか。被害が大きいと予想される西側から着工しないのか？	西側は、乗越し部分の改良計画に時間を要するため、計画が早く完了する東側から実施する。
	10	宮川への津波遡上の影響は検討しているか。また、今回の嵩上げで芦屋川の河口部のみが高くなったりしないか？	宮川については、令和4年度に高潮対策工事が完了している。芦屋川については、従来、河川護岸高が海岸護岸高より高いが、右岸は今回の嵩上げ工事で同程度になると思われる。
東 護 岸	11	東側で嵩上げする箇所としない箇所が混合しているが、なぜか？	既設防潮堤の天端高は一律ではなく、高い区間と低い区間がある。必要な天端高さに対して不足している箇所のみ嵩上げするため、嵩上げ区間としない区間が混ざっている。芦屋浜の埋立ては1969-1975年頃であるが、不等沈下により大きく沈下した箇所を部分的に嵩上げしてきたこともあり、現在の防潮堤高はまちまちとなっていると思われる。
西 護 岸	12	西護岸①と南護岸の隅角部は、地震や津波の集中や地盤沈下等もあると思われるが、それらに対する安全性は考慮しているのか？ボーリング等実施して検討しているのか？	隅角部近辺の既往のボーリング調査等をもとに、嵩上げ工も含めて護岸の安全性は確認している。
	13	西護岸①のテニスコート部分は景観に配慮したアクリル板の使用は検討されているのか？	もともと防潮堤がなかった箇所に防潮堤ができることで海が見えなくなる場合にアクリル板を採用した事例はあるが、今回の西護岸①では前面に親水護岸があり、これまでと同様に階段やスロープでアクセスできるよう改良するため、アクリル板の採用は考えていない。

14	西護岸②の端部で神戸市側の防潮堤と段差が生じると思われるがどうする予定か？	端部の接続部は嵩上げの必要がなく、現状のままとなるため段差はつかない予定である。
15	西護岸②の背面の道路より1段高い平坦部は、ごみが吹き溜まる上、人のたまり場になって騒ぐこともあり、ボヤ騒ぎ等々で迷惑をこうむっている。平坦部をなくすことや、人が入らないよう規制したりできないのか？	原則、海岸は自由使用であるため規制はかけられない。芦屋市とも相談し、注意喚起等のできることは今後検討していく。